

学校感染症に係る出席停止について

「学校保健安全法施行規則」により学校において予防すべき感染症とされている下表の感染症に罹った場合、他の生徒への感染を防ぐため、感染症に応じて一定の期間が出席停止となります。

下表の感染症に罹った場合は、速やかに学校に連絡していただくとともに、治癒後、登校を再開する際には、下の「治癒通知書」に医師から必要事項を記入してもらい、学校に提出してください。

なお、出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

また、出席停止の基準は下表のとおりですが、第2種の感染症（結核を除く）については、症状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認めた場合には、登校は可能です。医師の指示に従ってください。

<出席停止の基準>

第2種の感染症

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種の感染症

その他の 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 等
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 等

.....キ・リ・ト・リ.....

治 癒 通 知 書

新潟県立国際情報高等学校長 様

_____年 組 生徒氏名

感染症名 _____

上記生徒は治癒し、他の生徒に感染のおそれのないことを通知します。

出席停止期間 _____月 _____日 から _____月 _____日

_____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印